

泉大津市教育委員会会議 令和8年第5回定例会

会 議 事 項

(令和8年5月20日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 29 号 図書館の臨時休館及び貸出期間の延長について
- 日程第 2 議案第 30 号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について
- 日程第 3 報告第 9 号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について
- 日程第 4 報告第 10 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 5 議案第 31 号 議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 6 議案第 32 号 議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 7 報告第 11 号 生徒指導上の課題の対応について【非公開】

議案第29号

図書館の臨時休館及び貸出期間の延長について

1 趣旨

図書館において、図書館システムの入れ替え作業を行うため、臨時休館とすることと返却の集中をさけるため貸出期間の延長を行う。

2 変更内容

令和8年6月22日（月）から30日（火）を臨時休館とし、9日間で図書館システムの入れ替え作業を行う。

また、返却の集中を避けるため令和8年6月1日（月）から21日（日）まで貸出期間を3週間以内から4週間以内へ変更する。

利用者には、広報紙やホームページ及び図書館だよりなどにより臨時休館日と貸出期間の延長を周知する。

3 根拠法令

泉大津市立図書館規則第3条第1項及び第8条

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（1）第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日に振り替え。）

（2）（3） （略）

（個人貸出冊数及び期間）

第8条 資料の貸出冊数は、個人の必要に応じて、貸出期間内に読める範囲とする。

2 資料の貸出期間は、貸出の日から3週間以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

システム更新に伴う、返却期限の延長(案)

休館:6/22(月)～6/30(火)

貸出日		返却期限日	
6月1日	月	7月1日	水
6月2日	火	7月2日	木
6月3日	水	7月3日	金
6月4日	木	7月4日	土
6月5日	金	7月5日	日
6月6日	土	7月6日	月
6月7日	日	7月7日	火
6月8日	月	7月8日	水
6月9日	火	7月9日	木
6月10日	水	7月10日	金
6月11日	木	7月11日	土
6月12日	金	7月12日	日
6月13日	土	7月13日	月
6月14日	日	7月14日	火
6月15日	月	7月15日	水
6月16日	火	7月16日	木
6月17日	水	7月17日	金
6月18日	木	7月18日	土
6月19日	金	7月19日	日
6月20日	土	7月20日	月
6月21日	日	7月21日	火

貸出期間延長の理由

臨時休館により利用できない期間を、貸出期間延長によりカバーすることで、利用者の利便性を向上させるため。

議案第30号

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱に基づき、学識経験者、文化財保護に関する識見を有する者、文化財の所有者及び関係者、商工関係者、関係行政機関の職員の中から、泉大津市教育委員会が委嘱又は任命するものである。

2 根拠法令

文化財保護法 第183条の9

市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

3 定員及び任期

定員10名以内

（泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱 第3条）

任期2年以内

（泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱 第4条）

4 委嘱期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日

5 候補者

別紙1のとおり

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の候補者名簿

(期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 1 0 年 5 月 3 1 日)

(定員 7 名)

	氏名	内容	年齢	備考
1	吉原 忠雄	学識経験者	80	泉大津市文化財保護審議会委員 長 元大阪大谷大学教授
2	長友 朋子	学識経験者	54	泉大津市文化財保護審議会委員 立命館大学教授
3	北條 豊和	文化財保護に関する識見を有する者	40	泉大津市文化財保護委員、大阪 観光大学学長付アドバイザー・ 客員准教授
4	津守 康有	文化財の所有者及び関係者	55	泉穴師神社 宮司
5	藤原 浩史	文化財の所有者及び関係者	50	藤原家住宅（国登録文化財申請 中）関係者
6	瀧谷 芳則	商工関係者	56	株式会社瀧芳毛織 代表
7	木村 啓章	関係行政機関の職員	40	大阪府文化財保護課職員

報告第 9 号

泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

1 趣 旨

第 3 回教育委員会会議定例会の議案第 1 1 号において承認された令和 8 年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が追加で決定したので報告するもの。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第 1 1 条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和 4 9 年泉大津市教育委員会規則第 4 号）第 2 条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(委員の任命)

第 7 条 協議会の委員は、1 0 名（2 以上の学校について 1 の協議会を設置する場合にあっては、1 5 名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

3 任 期

令和 8 年 4 月 1 6 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 学校運営協議会委員名簿

別紙 2 のとおり

楠小学校

氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
西田 智子	令和8年度PTA会長	保護者	新

小津中学校

氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
中村 美恵	元小津中学校PTA役員	地域住民	新
大黒 明香	元小津中学校PTA役員	地域住民	新

教育委員会資料
8 . 5 . 2 0
教育政策課

報告第 1 0 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R8.4.7	R8.4.19	むびおキッズフェスタ	泉大津野外映画祭実行委員会
2	R8.4.9	R8.5.17	LiveeelyMarche	LiveeelyMarche
3	R8.4.15	R8.7.25	第63回道徳教育研究会	公益財団法人モラロジー道徳教育財団
4	R8.4.17	①R8.7.11 ②R8.7.18 ③R8.7.19	「0歳からの国際交流」-多言語・多文化・多様性のある暮らしと出会う会-	(一財)言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ
5	R8.4.17	R8.6.7	LINK UP 泉州～泉州のお宝カルチャー体験村～	公益社団法人 泉大津青年会議所
6	R8.4.17	R8.11.29	寿民踊会創立55周年記念民舞大会	寿民踊会
7	R8.4.20	R8.5.23	アユとあそぼう大津川	大阪府鳳土木事務所
8	R8.4.27	R8.6.21	通信制高校合同相談会	teamらいと

【不承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R8.4.2	サウスブルームマルシェ	サウスブルーム